平成２６年（フ）第１８８７号
東京都板橋区南常盤台２丁目10―１―101
債務者　荒井　一男
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８８８号
東京都板橋区南常盤台２丁目10―１―101
債務者　荒井　房子
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８８９号
東京都足立区江北２丁目31―２―201
債務者　荒井　国敏
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９５９号
東京都板橋区東新町１丁目10―12―206
債務者　内山　裕章
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９８８号
東京都足立区神明３丁目４―16　萩原方
債務者　成瀬　優香
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９９０号
東京都豊島区目白４丁目25―３―305
債務者　中川美奈子（旧姓甲）
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９９３号
東京都千代田区東神田１丁目10―11―1001
債務者　岩渕　　玲
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９９６号
東京都大田区萩中１丁目３―13―403
債務者　高見　三平
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９９７号
東京都青梅市藤橋２丁目158―106
債務者　渡邉　寛人
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９９８号
東京都北区神谷３丁目13―４―514
債務者　箕田　由夫
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９９９号
東京都杉並区上高井戸１丁目31―５―101
債務者　松岡　秀明
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２００８号
千葉県船橋市海神町２丁目231―１―205
債務者　武部　友和
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２００９号
埼玉県新座市西堀２丁目12―22　松林方
債務者　遠山　利也
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２０１４号
埼玉県草加市八幡町917―８―202
債務者　幕田　純一
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２０１５号
東京都江東区北砂２丁目１―８―201
債務者　石川　一吉
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２０１８号
東京都足立区西新井栄町３丁目１―６―203
債務者　木村　順子
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２０２１号
東京都八王子市子安町４丁目３―17―311
債務者　古川　定信
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部